



## 海外渡航費の取扱いについて

### 第 319 回

上田さん：みらい先生、こんにちは。来月にタイに出張することになりました。念願だった新規プロジェクトの立ち上げに関わることになり、とても張り切っています。

みらい：それは良かったですね。今後は海外に出張する機会も増えてくるかもしれませんね。海外出張は何日間のご予定ですか？

上田さん：今回は 1 人で出張することになっていますが、休日を挟んで 9 泊 10 日のスケジュールになっています。海外出張に行く場合、その出張期間中の費用について、課税上問題となるようなことはあるのでしょうか？

みらい：海外出張ですと論点はいくつかありますが、主なものをお伝えしておきます。往復の航空運賃、日当、宿泊費などの海外渡航費は会社が負担しているところが多いと思いますが、この海外渡航費について、会社の費用として認められない場合や、個人の給与と課税で問題になる場合があります。

上田さん：どのような場合に問題になるのでしょうか？

みらい：まずは、会社の費用として認められるかどうかですが、その海外出張が業務の遂行上必要なものかどうか論点になります。これについては、その旅行の目的、旅行先、旅行期間等から実質的に判定することになります。上田さんの場合、新規プロジェクトの立ち上げに関わる海外出張なので、この点については問題なさそうですね。

上田さん：はい。今回の海外出張の目的は、タイ各地の工場視察、市場調査など今後の業務遂行上必要となってくるものです。

みらい：次に、給与課税についてですが、支給された海外渡航費の金額が適正であるかどうか論点となります。これについては、その出張先における物価事情、経路等から勘案して、その支給額の適否を判断することになります。不相当に高額なものについては給与として取り扱われる可能性がでてきます。

上田さん：私の場合、タイまでの往復の航空運賃、

滞在期間の宿泊費ともに一般的な料金で、日当についても海外出張旅費規程に基づいて 3,000 円が支給される予定です。

みらい：金額についても問題なさそうですね。あと、問題となるのは海外出張期間中に休日を含んでいる場合です。休日は、観光やゴルフなど、業務と関係ないことをして過ごす方も多いと思います。この業務と関係ない休日の滞在費用を会社が負担しているときの取り扱いも問題となることがあります。

上田さん：確かにそうですね。私も休日には観光やショッピングをしたいと思っています。私の場合、休日にあたる土曜・日曜の 2 日間の滞在費用は給与として取り扱われることになるのでしょうか？

みらい：海外出張がその旅行期間のおおむね全期間を通じて、明らかに会社の業務の遂行上必要であると認められるときは、たとえ休日を利用して観光した場合であっても、その休日期間中の滞在費用も含めた全額をその会社の旅費として取り扱うことができます。上田さんの場合、10 日間のうち休日は土曜・日曜の 2 日間なので、おおむね全期間を通じて業務遂行上必要な海外出張と考えられます。したがって、給与課税の可能性は低いと思います。出張先での現地課税と租税条約についても確認しておいてくださいね。

上田さん：よくわかりました。社内でも海外渡航費の取り扱いを確認してみます。ありがとうございました。

#### < 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

( 本社：東京都中央区・国内 25 拠点 )

現地法人：中国 ( 北京・上海・深セン ) ・マレーシア ( KL ) ・ベトナム ( ハノイ・ホーチミン ) ・シンガポール・タイ ( バンコク ) ・バングラデシュ ( ダッカ )  
JapanDesk：米国 ( LA ) ・中国 ( 大連 ) ・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア・インド・ネパール・スリランカ

URL：http://www.miraic.jp/